

社会人・若者ボランティア・プロボノ推進事業「大学生によるミニプロボノ」 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人とっとり県民活動活性化センター（以下「センター」という。）において実施する社会人・若者ボランティア・プロボノ推進事業「大学生によるミニプロボノ」（以下「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業目的)

第2条 本事業は、鳥取大学と連携し、本事業に関心を持ちボランティアとして参加する学生（以下、「学生プロボノワーカー」という。）がスキルや感性を活かして県内のNPOや地域づくり団体等（以下「団体」という。）への支援を行うことで、団体の課題解決や学生の団体理解・社会貢献意識の向上等を目的として実施する。

(事業概要)

第3条 本事業は、センターが選定した団体を学生プロボノワーカーが支援するものである。

- センターは、プロボノ支援を希望する団体に対し、必要に応じて申請内容の確認やヒアリング等を行う。
- センターは、プロジェクト内容を決定するとともに、学生プロボノワーカーと団体とのマッチングを行う。
- 団体の選定については、学生プロボノワーカーの希望を考慮した上で、鳥取大学とセンターとで協議して行う。
- 学生プロボノワーカーのチーム編成等について鳥取大学とセンターとで協議して決定する。

(申請)

第4条 本事業の申請は、センターが定める日までに行わなければならない。

- 本事業の申請をする者は、次に掲げる書類をセンターに提出しなければならない。
 - 支援希望団体の申請は、様式第1号によるものとする。

(採択団体の決定)

第5条 本事業の採択団体の決定は、原則として、募集期間終了後、20日以内に行うこととする。（センターの休日の日数は参入しない。）

- 採択団体への決定通知は様式第2号によるものとする。

(事業報告)

第6条 採択団体は、事業実施年度内に実施報告書（様式第3号）をセンターに提出しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、センターが別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

この要綱は、令和7年4月5日から施行する。